

日時：令和4年6月22日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、福浦事務局長、佐脇審議官、西中総務課長、赤阪参事官、山澄参事官、栗原参事官、鴨参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○西中総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、中村委員が御欠席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第208回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つでございます。

議題1「国税庁（国税関係事務）の全項目評価書について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 今般、国税庁長官から「国税関係事務 全項目評価書」が提出されましたので、概要を御説明いたします。

概要説明に続き、特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点等に基づく評価書の指針への適合性・妥当性について、審査結果を御説明させていただき、承認するか否かの御審議をいただきたく存じます。

本日は、評価書を2種類用意しております。国税庁は、特定個人情報保護評価に関する規則第13条に基づき、評価書が、犯則事件の調査等のために保有する特定個人情報ファイルを取り扱う事務に係るものであり、公表することにより違法行為を助長する可能性が生じるおそれがあることを理由として、一部を非公表にしています。一方、特定個人情報保護評価指針第5の3において、評価実施機関は、公表しない予定の部分を含む評価書の全てを委員会に提出することとされています。

資料1-1が非公表部分を黒塗りにした評価書で、資料1-2が通常の評価書となります。本日は、資料1-2を用いて説明させていただき、委員会ホームページでは、資料1-1のみを公表したいと考えております。

それでは、資料1-2に基づいて全項目評価書の概要を御説明いたします。

まず、評価対象の事務と、今回評価を実施する背景になります。

3ページの「②事務の内容」を御覧ください。国税庁は、個人番号が記載された申告書等を、書面又はインターネット等で收受する受付事務と、收受した特定個人情報ファイルを、税務調査等に用いる賦課・徴収事務を行っております。

現在、受付事務は、主にe-Taxと呼ばれる「国税電子申告・納税システム」で行われ、賦課・徴収事務は、KSKシステムと呼ばれる「国税総合管理システム」で行われていますが、両システムは、構築時期や構築目的が異なることから、データベースを個別に管理していたところでした。

今般、国税庁は、職員の事務の効率化やシステムの最適化による保守性の向上、運用コストの低減等のために、e-Tax及びKSKシステムの機能を統合した次世代システム（仮称）の開発に令和4年7月より着手し、令和8年度中の運用開始を予定しております。

これに伴い、従前から作成していた国税関係（受付）事務及び国税関係（賦課・徴収）事務の2件の評価書に加え、新規に「国税関係事務」として評価書を作成し、評価を行うものです。なお、従前の評価書についても、次世代システムが運用開始されるまでは、引き続き公表することとしております。

次世代システムの開発に伴う変更点については、6ページの別添1を御覧ください。e-TaxとKSKシステムを統合することに伴い、申告書等の情報の収受が収受・入力機能に統合されます。なお、従来のe-Taxに該当する機能が黄色部分の収受・入力機能、従来のKSKシステムに該当する機能が青色部分の賦課・徴収機能となります。なお、納税者等が申告書等を提出する方法は、従前から変わりません。

次に、次世代システムでは、クラウドサービスの利用を検討しており、今後、利用の有無を決定いたします。

最後に、次世代システムでは、国税庁の内部番号である局署整理番号に代わり、個人番号を用いて納税者を管理するほか、事務の効率化のために、図の（1）から（18）までのとおり、特定個人情報ファイルを保有することとなります。

続きまして、今回追記等した主なリスク対策を御説明させていただきます。

まず、特定個人情報の使用に係るリスク対策についてです。121ページの「リスク1：目的外の入手が行われるリスク」を御覧ください。各種申請・届出等の情報を収受する際には、法令上必要な情報が含まれているか否かの確認を行い、必要事項以外は入力できないよう制限すること等が記載されています。

次に、125ページ中段の「リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク」を御覧ください。移行作業時に特定個人情報ファイルにアクセスする場合には、取扱権限を持つIDを発行し、必要な範囲を超えた操作ができないように系統的に制御すること、移行作業をシステム間でのデータ転送等により行う場合には、専用線による接続を行うことで外部からの読み取りを防止すること等が記載されています。

次に、132ページ下段の「リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」を御覧ください。特定個人情報等の消去について、データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、ISMAP等の管理基準に準拠した廃棄プロセスを確保し、消去証明書を提出させること等が記載されています。

最後に、138ページ上段の「リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスク」を御覧ください。個人番号を使用しないサブシステムからは、アクセスできないようにプログラム制御を行うため、不必要な情報が紐付くことはないこと等が記載されています。

また、中段の「リスク2：権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によっ

て不正に使用されるリスク」を御覧ください。どの職員が、いつ、どの事務処理を実施したのかを、一定期間ハードディスクや外部記録媒体に保存し、必要に応じて内容の点検を実施していること等が記載されています。

評価書の概要説明については、以上です。

続きまして、評価書の指針への適合性・妥当性について、資料1－3に基づき、事務局による審査結果を説明させていただきます。

まず、「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、事務の流れやシステムを具体的に記載しているか、といった観点から審査しています。

次に、「特定個人情報ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、各取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載しているか、といった観点から審査しています。

事務局において確認を行った結果、いずれも問題となる点は認められませんでした。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、33ページを御覧ください。先ほど、概要説明のリスク対策でも触れておりますが、「主な考慮事項（細目）」の74番では、国税庁の次世代システムの開発に伴い、e-Tax及びKSKシステムの機能が統合され、クラウドサービスの利用が検討されるほか、特定個人情報ファイルも追加される際のリスク対策について、具体的に記載しているか、といった観点で審査し、問題は認められませんでした。

続きまして、34ページ上段の「総評」を御覧ください。総評として3点を記載し、いずれも特段の問題は認められませんでした。

最後に、下段の「個人情報保護委員会による審査記載事項」を御覧ください。審査記載事項の案として、4点記載しております。

(1)として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(2)として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること、(3)として、組織的及び人的安全管理措置について、実務に即して適切に運用・見直しを行うことが重要であること、(4)として、情報漏えい等に対するリスク対策全般について、不断の見直し・検討を行うことが重要であることを記載しております。

審査結果の概要は、以上です。

なお、本日の委員会で御承認をいただければ、国税庁に対して、委員会により承認した旨及び審査記載事項を評価書に記載すべき旨を通知いたします。

事務局からの説明は、以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

加藤委員。

○加藤委員 御説明どうもありがとうございました。

国税庁の次世代システムは、令和4年7月からシステムを開発することとしていますが、

運用開始は令和8年度中になる予定であり、開発期間が長期に及ぶ大規模なものとなっております。

そのため、現時点では、クラウドサービスの利用の有無も含め、システムの開発内容に未確定な部分があり、今後、詳細な設計が国税庁において進められていくものと認識しております。

今後のシステム開発の中で、本評価書の記載内容に変更が生じる場合には、国税庁において適切に対応することが必要であり、個人情報保護委員会としては、こうした特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう、注視する必要があると考えます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

他にどなたか御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり評価書を承認したいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように決定いたします。事務局においては、所要の手続を進めてください。

本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、資料1-1及び1-3、それに係る議事録、議事概要を公表することとし、資料1-2及びそれに係る議事録は公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

では、次の議題に移ります。次の議題は、監督関係者以外の方は御退席願います。

(監督関係者以外退席)

それでは、議題2「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料、議事録及び議事概要については、公表しないこととした資料、議事録及び議事概要以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。